

## 【オンライン定期預金規定】

### 1. (預金の預入れ)

- (1) この預金は、当組合のオンライン窓口サービスを利用して定期預金口座に預入れるものとします。
- (2) この預金で預入れできる商品は、当組合所定の定期預金商品とします。
- (3) この預金は、お客様ご自身が保有する当組合普通預金口座または当座預金口座からの振替によってのみ預入れすることができます。
- (4) この預金は、所得税法に定める障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）はご利用いただけません。

### 2. (通帳、取引明細など)

- (1) この預金は、預金通帳および預金証書等を発行いたしません。この預金に係る取引明細については、オンラインサービス上で確認していただくものとします。お客様の取引明細は当組合に相当期間保存します。
- (2) お客様からご依頼がある場合、この預金に係る残高証明書もしくは取引明細書を発行します。なお、発行に際しては、当組合所定の手数料をいただきます。

### 3. (利息)

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定時当組合ホームページに掲載された利率（以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

### 4. (取引の成立)

この預金の取引は、当組合のオンラインサービスにおいてお客様ご自身がお申込み手続きを行った日の翌営業日以降で、お客様がご指定された営業日に当組合の手続きが完了した時点で成立するものとします。ただし、ご指定日にサービス利用口座のご資金が不足している場合は不成立となり、再度当組合のオンラインサービスにおいてお申込み手続きが必要となります。

### 5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項(1)により満期日前に解約する場合には、その利息の計算は、各定期預金規定の定めによるものとします。
- (3) この預金を解約するときは、原則として、当組合のオンラインサービスにおいてお客様ご自身がお申込み手続きを行っていただくものとします。
- (4) この預金の解約のお手続きを当組合のオンラインサービスにおいて行っていただいた場合は、お申込み手続きを行った日の翌営業日以降で、お客様がご指定された営業日に、お客様ご自身の当組合普通預金口座または当座預金口座に入金するものとします。

### 6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、各預金規定によるものとします。

以上